

令和8年度インフルエンサーを活用したインバウンド誘客推進業務 委託仕様書

1 業務の目的

公益社団法人三重県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）が重点市場に位置付ける台湾、香港及び韓国市場において、三重県の認知度向上及び来訪意欲の喚起を図るため、外国人旅行者が旅行先を決定するうえで重要な情報源であるSNS等で影響力を有するインフルエンサーを招聘し、旅行者目線で三重県の魅力を発信することで、本県への誘客につなげることを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度インフルエンサーを活用したインバウンド誘客推進業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

4 ターゲット

台湾、香港、韓国の訪日旅行関心層

5 業務内容

(1) インフルエンサーの招聘

ターゲットに対して影響力のあるインフルエンサー等（以下、「被招聘者」という。）を招聘し、情報発信を行うため、事業の企画、インフルエンサーの選定、ファムトリップの日程及び行程の調整、招聘期間中の管理、発信状況の管理監督等、一切の業務を行うこと。

ア 事業の企画

ターゲット市場の特徴と三重県観光資源の魅力をふまえたファムトリップを企画し、行程を作成すること。

企画にあたっては、各市場の具体的なデータなどを活用し、理由を企画提案書に明記すること。

- ・招聘は、令和8年10月15日～11月30日の期間に実施すること。
- ・1回あたりの招聘は三重県内に2泊3日以上とすること。
- ・各市場における嗜好や訪日旅行の傾向やふまえ、1回の招聘それぞれに訴求するストーリーや旅のテーマを設定し、それらに合った行程を企画すること。
- ・1回の招聘を通じて、県内の2つ以上の地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）に跨って訪問する行程とすること。
- ・行程の作成にあたっては、観光連盟及び被招聘者と十分協議しながら進めること。

イ インフルエンサーの選定

ターゲット市場の特徴と三重県観光資源の魅力をふまえ、以下の要件を満たすインフルエンサー等を3組以上選定すること。

選定にあたっては、被招聘者のプロフィール、過去の発信内容、フォロワー数、視聴回数、ページビュー数等をまとめ、選定理由を企画提案書に明記すること。

- ・被招聘者自身の有するメディア媒体（SNSやブログ等）を通じて効果的な情報発信ができること。

- ・被招聘者は、SNS フォロワー数 10 万人以上、もしくは市場に応じて同程度の影響力を有するインフルエンサーを海外から招聘すること。（※居住地（国内・海外）を問わない。なお、台湾又は韓国市場向けについては、より高い情報拡散力を重視し、いずれか一方において、原則として SNS フォロワー数 20 万人以上もしくは市場に応じて同程度の影響力を有するインフルエンサーを対象とする。
- ・「ア 事業の企画」で企画したテーマや行程との親和性に留意すること。

ウ ファムトリップの実施

「ア 事業の企画」および「イ インフルエンサーの選定」に基づきファムトリップを実施すること。

- ・招聘にかかるすべての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳者、旅行保険、航空券を含む移動手段等）を行うこと。
- ・国内の移動は専用車または公共交通機関を利用すること。ただし、三重県内の移動は専用車またはレンタカーとする。
- ・必要に応じて通訳者を 1 名手配すること。通訳者は可能な限り三重県の観光に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。
- ・被招聘者の招聘期間中は、対応する旅行保険（旅行期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの）に加入すること。
- ・ファムトリップ中は受託者から少なくとも 1 名以上が同行し、行程管理等を行うとともに、被招聘者の取材の様子を各訪問先等で撮影し、報告書に記載すること。
- ・招聘者に対してファムトリップ終了後にヒアリングを行い、行程や各訪問先に対する意見を聞き取り、外国人観光客目線からの評価や課題について、実績報告書に記載すること。
- ・写真や動画の撮影・発信に際し、被写体及び映り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に施設等の許諾を得ること。また、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

エ 情報発信の実施

被招聘者 1 組につき 3 回以上の発信を行うこと。また、発信回数、発信に対するリーチ数やエンゲージメント数、再生回数など、プロモーションの効果が測定できる指標を設定し、その目標値を企画提案書に明記すること。

- ・SNS 等での発信にあたっては、観光連盟が指定するハッシュタグを使用すること。
- ・情報発信を行う際は、対象国・地域の法律や慣習などを確認のうえ、必要に応じて被招聘者と委託者との関係性や、委託に基づくプロモーションである旨を明記すること。
- ・観光連盟の公式 SNS と連携し、そのフォロワー数を増加させる取組があれば提案のうえ実施すること。

（参考：観光連盟の公式 SNS）

○フェイスブック

中国語-繁体字 <http://www.facebook.com/mietrip.tw>

韓国語 <https://www.facebook.com/japantravel.miero>

○インスタグラム

中国語-繁体字 https://www.instagram.com/visitmie_tw/

(2) 効果測定及び分析の実施

本事業において実施した情報発信の閲覧数及びアクション数、コメント等のデータを報告すること。また、取得したデータを基に分析を行い、その結果に応じて、今後の効果的な情報発信の方向性等を提案すること。

(3) その他

- ・本業務の目的を効果的・効率的に達成するための独自提案があれば示すこと。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。
- ・業務の詳細については、観光連盟と協議のうえ決定すること。

6 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和9年1月29日（金）
- (2) 記載事項
 - ア 委託名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

8 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令等の遵守
受託者は本事業を行うにあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 個人情報の保護
受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

(7) その他

委託仕様書に定めのない事項については、その都度、双方で協議のうえ決定する。